

那福障第 135 号
令和 5 年 7 月 7 日

那覇市指定障害福祉サービス事業者 各位
那覇市指定障害児通所支援事業者 各位

那覇市障がい福祉課長
(公 印 省 略)

指定更新手続きについて(通知)

平素より、本市の障がい福祉行政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

みだしのことにつきまして、指定更新は、申請書等の内容を確認のうえ、書類を整え、遅くとも指定有効期限終了の前々月 20 日までに障がい福祉課(事業所指定グループ)への提出が必要となります。

指定有効期間を過ぎた場合は、那覇市での指定が失効し、介護給付費等を請求することができなくなりますので、更新手続きが遅れることのないよう事業所内でも周知徹底をお願いいたします。

やむを得ない事情等により、指定更新を行わない場合は、その旨を報告のうえ、事業所の廃止・休止の手続きを行うとともに利用者に対し、継続的にサービスが提供できるよう適切な対応が必要となります。

那覇市役所 障がい福祉課
事業所指定グループ
電話:098-862-3275